

## 業務委託仕様書

### 1 名称

おおいた涼しいガイドブック制作事業委託業務

### 2 委託目的

令和7年夏の平均気温は観測史上最高を記録し、県内でも日田市の猛暑日が62日となり国内の過去最多記録に並ぶなど、涼しさを感じることのできる観光スポットへのニーズが高まっている。また、温泉宿や屋外の観光施設からは、酷暑により例年より観光客数が落ち込んだという声も聞かれた。

本事業は、県内の涼しさを感じることのできるエリアやスポットについての情報発信を強化することで、誘客及び県内周遊促進につなげることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 4 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。なお、業務の遂行に当たり事業を円滑に進められるよう具体的な取組については、大分県と協議の上、実施すること。

#### (1) おおいた涼しいガイドブックの制作

(企画・情報収集・編集・デザイン・先方校正等・印刷・製本)

涼しく過ごせる観光地等の情報に特化したガイドブックを制作する。

##### ① 仕様

12ページ程度（中綴じ）、仕上がりサイズA4、展開サイズA3、オールカラー

##### ② 掲載スポット数

20箇所程度。ただし、阿蘇くじゅう国立公園及び祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク内のスポットを中心に選定すること。

##### ③ 掲載事項

スポット名、写真、住所、電話番号、スポット紹介文、気温、湿度、標高

##### ④ 対応言語

日本語

##### ⑤ 部数

100部

##### ⑥ 納品データ

PDF

⑦ 納品日

令和8年3月31日（火）

（2）おおいた涼しいガイドブック構成案

閲覧者が「行きたくなる」または「人に紹介したくなる」内容、併せて観光商談会等で商談の素材として魅力的に見える仕上がりを念頭に構成すること。

ページ構成	内容
表紙	<ul style="list-style-type: none"><li>・まだ十分に知られていない県内の涼しさを感じられるスポットの魅力が伝わるようなガイドブックのタイトルを提案すること。</li><li>・大分県の「涼しさを感じられる」ガイドブックであることが一目で分かるデザインにすること。</li><li>・大分県のロゴマークを入れること。</li></ul>
誌面 10 ページ	<p>(P1)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・導入部分</li><li>・本誌を見るうえで伝えておきたい涼しさを感じられるスポットの魅力を紹介すること。</li></ul> <p>(P2～8)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・阿蘇くじゅう国立公園及び祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク内の涼しさを感じられるスポットの魅力を伝える特集ページを企画すること。</li><li>・各スポットの詳細情報へ遷移するQRコードを掲載すること（大分県が提示したURLでQRコードを作成すること）。</li></ul> <p>(P9～10)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・その他エリア内の涼しさを感じられるスポットの魅力を伝える特集ページを企画すること。</li></ul>
裏表紙	<ul style="list-style-type: none"><li>・広域地図を入れること。</li></ul>

（3）留意事項

- ① 制作内容については、大分県と編集会議を行い決定する。
- ② 掲載箇所の選定について、大分県及び各関係団体（市町村や観光協会等）の意見を聴取すること。
- ③ 特集ページに使用する写真は、原則として既存写真を使用するものとする。
- ④ HPに掲載するためPDFデータを納品すること。
- ⑤ 中国語版（繁体字）3,000部、英語版2,000部及び韓国語版2,000部を別途追加発注する予定である。

⑥ この仕様書に定めのない事項については、別途大分県と協議のうえ決定する。

## 5 支払方法

事業進捗に応じて、受託者からの請求に基づき、県が必要と認めた場合行う。

## 6 その他業務実施上の条件

### (1) 業務実施にあたっての留意事項

- ① 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。
- ② 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- ③ 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- ④ 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。
- ⑤ 受託者は、関係法令を遵守すること。本事業に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- ⑥ 本事業において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は受託者に帰属することとする。
- ⑦ 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。